

大阪の最低賃金

909円

2017年9月30日(発効)から

時間給909円以上でない

最低賃金法違反になります。(高校生・再雇用も)  
違反をすれば2年間さかのぼって請求できます。

非正規  
だからと  
あきらめて  
いませんか?



## 残業代割り増しは支払われます!

1日8時間、週40時間を超えたら、残業代(割増賃金)を支払わなくてはなりません。

## パート・アルバイトも 有給休暇をとれます!

6か月間継続し、8割以上出勤した場合10日の有給休暇。育児介護休暇、産前産後休暇、生理休暇は非正規でも取得できます。

## 通勤手当は正規と 同一基準でもらえます!

非正規(有期雇用労働者)であることを理由に格差は禁止されています。

労働組合に入って、  
働きやすい職場にしよう。

## 労働相談

ひとりで悩まず今すぐご連絡を

秘密厳守 相談無料

月～金10:00～18:00  
おおさか労働相談センター

賃金、残業、解雇、  
休暇、保険など

0120-378-060

メールでの相談も受け付けています

▶<http://www.osaka-rouren.gr.jp/soudan/>



連絡先: 大阪市北区錦町2-2 国労会館1階 大阪労連 Tel.06-6383-6421  
主催: 第21回/パート・非労働・N/L/一派遣労働者のこと実行委員会

日時 10月14日(土) 13時半～16時  
場所 天王寺区民センター・ホール  
地下鉄谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘」  
2号出口徒歩3分